

報告第20号

草内地区における民間こども園整備計画について

草内地区における民間こども園整備計画について、報告する。

令和7年9月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、草内地区における民間こども園整備計画について、報告するものである。

草内地区における民間こども園整備計画について

「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」においては、草内幼稚園をこども園化する計画でした。

しかしながら、待機児童対策を推進するため、これまで乳児の受け皿の拡充に向けた小規模保育施設の整備を進めてきた結果、3歳児以上の受け皿の不足が見込まれたことから、一旦当該計画を見合わせました。

改めて検討する中で、3歳児以上の受け皿を確保しつつ、多様な教育・保育ニーズにも対応し、こどもたちへ質の高い教育・保育を提供していただくためには、全年齢を受け入れることができる就学前施設が求められることから、草内幼稚園と草内保育所を統合する形でフルサイズの幼保連携型認定こども園を民間活力の活用により整備することとし、昨年度に整備用地を草内地区に確保しました。

このたび、令和9年4月の開園を目指して、整備運営事業者の公募を行ったところ、社会福祉法人美樹和会から応募があり、京田辺市保育所等整備運営事業者選考委員会での審査を経て、整備運営事業者として決定しましたので、報告いたします。

1 整備計画

- ・場 所：京田辺市草内法福寺1番地1 他
- ・敷地面積：約3,300㎡
- ・施設種別：幼保連携型認定こども園
- ・事業者：社会福祉法人美樹和会
(京都府京都市伏見区桃山町大島38番地110)
- ・開園予定：令和9年4月

2 予算措置

- ・令和7年12月補正予算に施設整備費に対する補助金等を計上します。
- ・建設用地については、市から社会福祉法人美樹和会へ貸し付けを行います。

3 経過及び今後のスケジュール（案）

令和7年	6月	1日	認定こども園整備運営事業者公募開始
	7月	24日	社会福祉法人美樹和会応募
	8月	21日	京田辺市保育所等整備運営事業者選考委員会
	9月	3日	社会福祉法人美樹和会を整備運営事業者に決定
	12月		施設整備費に対する補正予算案を市議会へ上程
令和8年	1月	～	施設整備工事
令和9年	4月		開園（予定）

位置図

草内保育所

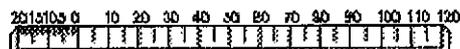
既定子ども園整備場所
(草内法福寺1-1)

草内小学校

草内幼稚園



縮尺 1 : 2500



承認第8号

令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第2号）（案）に対する意見について

令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第2号）（案）のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、別紙のとおり回答したので報告するとともに承認を求める。

令和7年9月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第2号）（案）のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、京田辺市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により、教育長による代理により回答したことについて、教育委員会に報告するとともに承認を求めるものである。



令和7年(2025年)8月21日

京田辺市長 上村 崇 様

京田辺市教育委員会
[公印省略]

令和7年度京田辺市一般会計補正予算(第2号)(案)(教育
費関係)に対する意見聴取について(回答)

令和7年8月21日付けで依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

意見はありません。

令和7年8月21日



京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上村 崇
[公印省略]

令和7年度京田辺市一般会計補正予算（第2号）（教育費関係）
に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

10款 教育費
1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	377,474	25,329	402,803	0	0	0	25,329
3 学校教育支援費	821,027	△60,000	761,027	0	△54,000	0	△6,000
計	1,307,286	△34,671	1,272,615	0	△54,000	0	19,329

10款 教育費
2項 小学校費

1 学校管理費	1,776,905	△1,478	1,775,427	0	0	0	△1,478
計	1,893,846	△1,478	1,892,368	0	0	0	△1,478

10款 教育費
3項 中学校費

1 学校管理費	984,183	73,200	1,057,383	0	54,900	0	18,300
計	1,098,717	73,200	1,171,917	0	54,900	0	18,300

節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	1,796	1 職員給与費	25,329
2 給料	10,348	会計年度任用職員報酬増	1,796
3 職員手当等	7,732	職員給料増	10,348
4 共済費	4,483	扶養手当増	889
8 旅費	56	地域手当増	1,121
18 負担金補助及び交付金	914	管理職手当増	372
		住居手当減	△64
		通勤手当増	295
		期末手当増	2,149
		勤勉手当増	2,170
		児童手当増	800
		共済組合負担金増	3,796
		厚生会負担金増	50
		社会保険等負担金増	637
		費用弁償増	56
		退職手当組合負担金増	914
17 備品購入費	△60,000	2 情報教育推進費	△60,000
		情報教育備品減	△60,000

1 報酬	△1,325	1 職員給与費	△1,478
4 共済費	△116	会計年度任用職員報酬減	△1,325
8 旅費	△37	共済組合負担金減	△43
		社会保険等負担金減	△73
		費用弁償減	△37

12 委託料	2,200	4 中学校施設整備費	73,200
14 工事請負費	71,000	監理委託料増	2,200
		施設整備工事増	71,000

10款 教育費

10款 教育費
4項 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 幼稚園管理費	636,577	△61,769	574,808	0	0	0	△61,769
3 こども園建設費	0	99,500	99,500	0	87,700	0	11,800
計	1,024,246	37,731	1,061,977	0	87,700	0	△49,969

10款 教育費
5項 社会教育費

1 社会教育総務費	386,285	6,373	392,658	0	0	0	6,373
4 留守家庭児童会育成事業費	120,109	6,655	126,764	4,436	0	0	2,219

節		説明	明
区分	金額		
	千円		千円
1 報酬	6,047	1 職員給与費	△61,769
2 給料	△35,331	会計年度任用職員報酬増	6,047
3 職員手当等	△20,647	職員給料減	△35,331
4 共済費	△8,669	扶養手当減	△402
8 旅費	186	地域手当減	△3,572
18 負担金補助及び交付金	△3,355	管理職手当減	△456
		住居手当減	△49
		通勤手当減	△563
		期末手当減	△7,794
		勤勉手当減	△6,986
		児童手当減	△825
		共済組合負担金減	△9,196
		厚生会負担金減	△175
		社会保険等負担金増	702
		費用弁償増	186
		退職手当組合負担金減	△3,355
12 委託料	2,000	1 こども園整備事業費	99,500
14 工事請負費	97,500	調査等委託料	2,000
		施設整備工事	97,500

1 報酬	6,206	1 職員給与費	6,373
2 給料	748	会計年度任用職員報酬増	6,206
3 職員手当等	△596	職員給料増	748
4 共済費	△313	扶養手当減	△60
8 旅費	235	地域手当増	68
18 負担金補助及び交付金	93	住居手当減	△276
		通勤手当減	△19
		期末手当減	△271
		勤勉手当増	142
		児童手当減	△180
		共済組合負担金減	△20
		厚生会負担金増	5
		社会保険等負担金減	△298
		費用弁償増	235
		退職手当組合負担金増	93
18 負担金補助及び交付金	6,655	1 留守家庭児童会育成費	6,655
		放課後児童クラブ運営補助金増	6,655

10款 教育費

10款 教育費
5項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	620,725	13,028	633,753	4,436	0	0	8,592

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

10款 教育費

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
12 地方交付税	3,705,456	143,027	3,848,483
16 国庫支出金	6,112,439	211,141	6,323,580
17 府支出金	2,574,823	9,418	2,584,241
19 寄附金	461,400	301,000	762,400
20 繰入金	1,518,282	△57,402	1,460,880
21 繰越金	1	222,569	222,570
22 諸収入	1,302,891	59,147	1,362,038
23 市債	3,804,200	223,500	4,027,700
歳入合計	35,325,900	1,112,400	36,438,300

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,497,655	506,478	4,004,133
3 民生費	14,073,706	239,152	14,312,858
4 衛生費	2,665,717	27,294	2,693,011
6 農林水産業費	523,662	21,951	545,613
7 商工費	338,265	9,045	347,310
8 土木費	3,324,321	262,746	3,587,067
9 消防費	2,445,828	△42,076	2,403,752
10 教育費	5,944,820	87,810	6,032,630
歳 出 合 計	35,325,900	1,112,400	36,438,300

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
10,926	2,100	8,000	485,452
124,542	0	0	114,610
17,628	0	30,847	△21,181
948	0	1,000	20,003
44,588	△44,000	0	8,457
2,855	226,800	59,000	△25,909
0	△50,000	0	7,924
4,436	88,600	0	△5,226
205,923	223,500	98,847	584,130

繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	千円 73,200

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
学校給食調理業務委託事業（田辺小学校）	令和7年度から 令和10年度まで	88,100千円
学校給食調理業務委託事業（田辺東小学校）	令和7年度から 令和10年度まで	61,900千円
学校給食調理業務委託事業（桃園小学校）	令和7年度から 令和10年度まで	74,500千円

議案第42号

京田辺市教育委員会公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱の全部改正について

京田辺市教育委員会公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱を別紙のとおり定める。

令和7年9月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市教育委員会が所有する公用車へのドライブレコーダーの設置及び管理運用について、市が所管する告示を包括的に適用するため、本告示について所要の改正を提案するものである。

京田辺市教育委員会告示第 号

京田辺市教育委員会公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱（案）

京田辺市教育委員会公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱（令和4年京田辺市教育委員会告示第1号）の全部を改正する。

京田辺市教育委員会が所有する公用車へのドライブレコーダーの設置及び管理運用については、京田辺市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱（令和4年京田辺市告示第22号）の規定の例による。

附 則

この告示は、令和7年9月17日から施行する。

○京田辺市教育委員会公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に
関する要綱

令和4年3月16日

教育委員会告示第1号

(目的)

第1条 この告示は、公用車へのドライブレコーダーの設置及び管理運用に関し、必要な事項を定めることにより、職員の安全運転意識の向上及び適切な事故処理等を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 京田辺市教育委員会が管理運用する自動車をいう。
- (2) ドライブレコーダー 公用車に設置し、映像等を記録する機器をいう。
- (3) データ ドライブレコーダーが収集した映像等をいう。
- (4) 電磁的記録媒体 映像等を電磁的方法により記録ができるハードディスク、メモリーカード等の媒体をいう。

(ドライブレコーダーの設置等)

第3条 ドライブレコーダーは、公用車の前方を撮影することができるように設置する。

- 2 前項の規定により設置したドライブレコーダーは、運転中、常時撮影し、及び記録するものとする。
- 3 第1項の規定によりドライブレコーダーを設置した公用車には、公用車の側面又は背面にドライブレコーダーが設置されている旨を表示するものとする。

(ドライブレコーダー総括管理者)

第4条 ドライブレコーダーの適正な管理及び運用を図るため、ドライブレコーダー総括管理者（以下「総括管理者」という。）を置き、教育総務室長をもって充てる。

(総括管理者の責務)

第5条 総括管理者は、ドライブレコーダーの適正な管理及びデータの漏えい、紛失、改ざん等の防止その他データの適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(データの管理等)

第6条 データは、ドライブレコーダー本体に装着した電磁的記録媒体に記録し、当該電磁的記録媒体は、ドライブレコーダー本体に常時装着するものとする。ただし、次条の規定によりデータを利用する場合又はドライブレコーダーの保守点検をする場合は、総括管理者が指定した者が当該電磁的記録媒体をドライブレコーダー本体から取り出すことができる。

2 前項ただし書の規定によりドライブレコーダー本体から取り出した電磁的記録媒体は、総括管理者が施錠可能な保管庫に保管しなければならない。

3 データは、次条に規定する場合を除き、他の電磁的記録媒体に記録してはならない。

4 データは、加工することなく撮影時の状態のまま保存しておかなければならない。

5 データは、電磁的記録媒体に暗証番号を設定し、漏えい、改ざん及び不正利用を防止するよう努めなければならない。

6 データの保存期間は、ドライブレコーダー本体に装着した電磁的記録媒体の記録容量の上限を超えて自動で上書きされるまでの期間とする。ただし、次条の規定によりデータを利用する場合は、この限りでない。

(データ利用の制限)

第7条 データは、事故発生時における事故状況の確認、分析及び原因究明に必要な場合に限り、利用することができる。

(データの外部提供)

第8条 データは、次に掲げる場合を除き、第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく請求があった場合

(2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められる場合

(3) 事故の状況及び原因を明らかにするため、その当事者若しくは当事者から委任を受けた保険会社等の代理人又は捜査機関から提供を求められ

たとき。

- 2 外部に提供するデータは、必要最小限度の範囲のものとし、提供する相手方に対し、データの目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないことを遵守させるものとする。
- 3 総括管理者は、第1項各号のいずれかに該当する場合において、データ及び電磁的記録媒体の情報を他に提供したときは、提供年月日、理由、相手方の名称、当該データの内容等を記録しなければならない。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

京田辺市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(データの管理等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 データは、漏えい、改ざん及び不正利用を防止するよう努めなければならない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(データの管理等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 データは、<u>電磁的記録媒体に暗証番号を設定し</u>、漏えい、改ざん及び不正利用を防止するよう努めなければならない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>暗証番号設定の 廃止</p>

議案第43号

令和7年度京田辺市教育委員会表彰について

京田辺市教育委員会表彰規則（昭和45年京田辺市教育委員会規則第2号）の規定により、別紙の者を表彰したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年9月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市の教育、学術、文化及びスポーツの振興発展に貢献した者について、京田辺市教育委員会表彰規則に該当する被表彰者及び感謝状の被贈呈者として提案するものである。

別紙

教育文化功労者表彰被表彰者候補者名簿

番号	氏名・団体名	功績
1	ふくしま ひでお 福嶋 英夫	多年に渡り、学校歯科医として学校保健の向上に貢献された。
2	ていすくえあきょうと じょし T-SQUARE京都 (女子)	第38回全国小学生ハンドボール大会女子の部において、優秀な成績(優勝)をおさめられ、本市のスポーツ振興に多大な貢献をされた。
3	ていすくえあきょうと だんし T-SQUARE京都 (男子)	第38回全国小学生ハンドボール大会男子の部において、優秀な成績(第3位)をおさめられ、本市のスポーツ振興に多大な貢献をされた。

感謝状贈呈候補者名簿

番号	氏名・団体名	功績
1	なかやま かつひろ 中山 勝弘	多年にわたり、京田辺市スポーツ協会副会長を務められ、本市のスポーツ振興にご尽力いただいた。
2	ながはま たかのり 永濱 高法	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
3	なかがわ かつよし 中川 勝喜	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
4	たなか まきこ 田中 真紀子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
5	しみず ちはる 清水 ちはる	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
6	かたおか まみ 片岡 麻美	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
7	いのうえ のりこ 井上 法子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。

番号	氏名・団体名	功績
8	うえだ よしたか 植田 義孝	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
9	ないとう やすお 内藤 康夫	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
10	こやま よしこ 小山 嘉子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
11	つじもと ちかこ 辻元 智加子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
12	こすぎ ようこ 小杉 洋子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
13	かわみ まゆみ 川見 真由美	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
14	にしむら みちこ 西村 美智子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。

番号	氏名・団体名	功績
15	みずしま こうじ 水嶋 浩司	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
16	みずしま よしこ 水嶋 芳子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
17	よねだ あきこ 米田 安芸子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
18	あらい みさを 新井 ミサヲ	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
19	きたの やすこ 北野 靖子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
20	やまむら みよこ 山村 美代子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
21	きむら まさみち 木村 正道	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。

番号	氏名・団体名	功績
22	かなざわ せつこ 金澤 節子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
23	さどう やちこ 佐道 八千子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
24	すずき てつじ 鈴木 哲二	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
25	よこやま かついち 横山 勝一	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
26	もとかど ひろあき 本門 浩明	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
27	おの ゆきお 小野 幸雄	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。

○京田辺市教育委員会表彰規則

昭和45年7月28日

教育委員会規則第2号

改正 平成12年10月5日教委規則第6号

平成15年10月29日教委規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、京田辺市の教育、学術及び文化（以下「教育」という。）の振興発展に貢献したものを表彰することを目的とする。

(表彰の種類)

第1条の2 表彰は、次に掲げる種類とする。

- (1) 教育委員、教育長の表彰
- (2) 教育関係職員の表彰
- (3) 生徒、児童の表彰
- (4) 教育文化功労者表彰
- (5) 感謝状

(教育委員、教育長の表彰)

第2条 教育委員又は教育長で任期2期以上その職にある者又はあった者について、表彰する。

(教育関係職員の表彰)

第3条 京田辺市教育委員会（以下「委員会」という。）は、京田辺市立の小学校及び中学校の校長及び教職員で、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

- (1) 職務上特に有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をした者
- (2) 前号に定めるもののほか、委員会が表彰に値すると認められる業績又は行為のあった者

(生徒、児童の表彰)

第4条 学校の生徒又は児童で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

- (1) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をしたもの
- (2) 前号に定めるもののほか、表彰するに値すると認められる成績又は

行為のあった者

(教育文化功労者表彰)

第5条 学校、教育機関又は公共の団体その他のもので次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

- (1) 教育の振興発展に貢献して、その功績が顕著なもの
- (2) 社会教育、社会体育、芸能等の文化活動において優秀な成績のあったもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、委員会が表彰に値すると認められる業績又は行為のあったもの

(感謝状)

第6条 委員会は、教育の振興発展に寄与し、又は優れた善行により他の模範となるものに対して感謝の意を表することができる。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状又は感謝状及び記念品を贈呈して行う。

(追彰)

第8条 この規則の規定により被表彰者としての要件を満たした者が、表彰を受ける前に死亡したときは、その遺族に表彰状又は感謝状及び記念品を贈る。

2 前項に定める遺族の順位は、次によるものとする。

- (1) 配偶者（事実上、婚姻関係と同様の関係のあった者を含む。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

(表彰を行う日)

第9条 表彰は、11月3日（文化の日）に行う。ただし、必要に応じて臨時に行うことができる。

(被表彰者の選定)

第10条 被表彰者の選定は、教育長の推薦に基づき委員会が行う。

(被表彰者の登載)

第11条 被表彰者は、委員会保管の表彰者名簿に登載する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

附 則 (平成12年10月5日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年10月29日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

京田辺市教育委員会教育文化功労者表彰及び感謝状に関する贈呈要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京田辺市教育委員会表彰規則（昭和45年京田辺市教育委員会規則第2号）第12条の規定に基づき、教育文化功労者表彰及び感謝状の対象等について必要な事項を定めるものとする。

(教育文化功労者表彰の対象)

第2条 教育文化功労者表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当し、教育委員会が認める個人又は団体とする。

- (1) 社会教育委員、京田辺市文化財保護審議会委員、京田辺市スポーツ推進委員、図書館協議会委員、京田辺市スポーツ推進審議会委員、学校医、学校歯科医又は学校薬剤師の職に通算して20年以上ある者又はあった者
- (2) 京田辺市スポーツ協会、京田辺市文化協会その他の社会教育関係団体台帳に登載している団体の会長又は副会長に相当する職に通算して20年以上ある者又はあった者
- (3) 住民センター運営協議会委員、生涯学習推進協力員又は市長若しくは教育委員会が主催する教育、文化及びスポーツの向上を目的とした教室又は講座の講師として活躍し、教育の振興に多年にわたって著しい貢献をした者
- (4) 学術、芸術又はスポーツの分野において、全国規模以上の大会、競技会等で優勝し、又は優秀な成績を挙げ、文化の発展又はスポーツの振興に寄与したと認められる京田辺市民、京田辺市立小・中学校、京田辺市立幼稚園・認定こども園又は京田辺市内にある事業所のサークル（団体）若しくは当該事業所に勤務する者

(在職期間の通算)

第3条 前条第1号及び第2号の規定による在職期間の計算は、在職した期間を通算して得た年数とする。ただし、同一時期に重複して2以上の職にあるときは、いずれか1の職の在職期間とする。

(感謝状の対象)

第4条 感謝状の対象は、次の表の各号のいずれかに該当し、教育委員会が認める個人又は団体とする。

- (1) 社会教育委員、京田辺市文化財保護審議会委員、京田辺市スポーツ推進委員、図書館協議会委員、京田辺市スポーツ推進審議会委員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、住民センター運営協議会委員又は生涯学習推進協力員の職に10年以上ある者又はあった者
- (2) 京田辺市スポーツ協会、京田辺市文化協会その他の社会教育関係団体台帳に登載している団体の会長又は副会長に相当する職に10年以上ある者又はあった者
- (3) 市長又は教育委員会が主催する教育、文化及びスポーツの向上を目的とした教室又は講座の講師として、教育の振興に多年にわたって貢献をした者
- (4) 教育、文化、スポーツその他の青少年育成活動にボランティアとして携わり他の模範となる成果をあげた個人若しくは団体又はおおむね10年以上にわたって登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり他の模範となる成果をあげた個人
- (5) 教育振興のために金品の寄附を行い、特に感謝状を贈呈する必要があると認められる個人又は団体

(報告)

第5条 表彰状又は感謝状を贈呈する必要がある場合は、教育文化功労者表彰贈呈候補者・感謝状贈呈候補者報告書(別記様式)により教育長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成15年10月29日から適用する。

附 則(第6条削除)

この要領は、平成17年10月6日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年7月12日から適用する。